

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一一一一五

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としな い管理監督職等） 第四条 法第八十一条の二第二項第一号の人事院	（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としな い管理監督職等） 第四条 法第八十一条の二第二項第一号の人事院

規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一・二 (略)

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事

規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一・二 (略)

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職

する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官	員で人事院が定めるものが占める場合を除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。